

第554回（令和7年度第5回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和7年9月10日（水）10時55分～12時04分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 寺田委員、森委員、山崎委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、中塚賃金室長、
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

（１）特定最低賃金改正決定の必要性の審議について

（２）その他

5 資料

（１）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）

（２）鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）

（３）厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第554回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中を出席いただきありがとうございます。

本日の審議会は公開していますが、傍聴の希望はありませんでした。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する石川委員、木原委員、労働者を代表する北畑委員から欠席の連絡をいただいています。現時点で15名の委員のうち12名の出席をいただいていますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いします。

○佐藤会長 では、次第に従って進めてまいります。また、随分時間がかかりましたが全国の地域別最低賃金も出揃いましたので、後ほど皆さんの意見を賜りたいと考えています。

では、次第に従って議事の1つ目、特定最低賃金改正決定の必要性の審議についてですが、7月31日の第551回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、本日の9時と10時から専門部会を設置して審議していただいたところです。

初めに、事務局から、特定最低賃金改正決定の必要性を審議するに当たっての留意点の説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、説明させていただきます。特定最低賃金の改正の必要性に係る審議について、留意事項を4点説明させていただきます。

1点目は、鳥取地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置し、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行っていただきました。

2点目は、必要性の有無について、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われておらず、関係労使の真摯な議論の上で、全会一致で結論を出していただく必要があります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

4点目は、最低賃金法第16条において、特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域において決定された地域別最低賃金において定める最低賃金を上回るものでなければならないとされています。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただ今の説明について質問等ありますでしょうか。

(なし)

特に無いようでしたら、再度説明しますが、留意事項について説明をいただきましたが、4点ありまして、1点目が、専門部会を設置して審議するということです。

2点目が、必要性の有無は全会一致で決めるということです。地域別最低賃金の決定は場合によっては多数決ということもあり得ますが、こちらについては全会一致です。

3点目が、労働協約上の賃金の最も低い額が引き上げることのできる上限の額となります。

4点目が、特定最低賃金においては、地域別最低賃金において定める最低賃金を上回るものでなければならないということになっています。

それで、鳥取県の場合は2つの特定最低賃金を持っており、3点目に当たる労働協約上の賃金の最も低い額について電子部品・デバイス・電子回路等製造業が1,026円、各種商品小売業が1,005円、鳥取県の10月4日発効予定の最低賃金額が1,030円で、既に地域別最低賃金が両方とも上回っているという状況で審議をいたしました。

審議結果については、これから報告書を御覧いただいてということになりますので、まず初めに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の専門部会の報告をさせていただきます。

では、事務局から専門部会報告書を読み上げていただいて、その後、審議経過について説明をさせていただきたいと思いますので、まず読み上げをお願いします。

〔報告書の読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性については、先ほども説明しましたように、労働協約上の賃金の最も低い額である1,026円を地域別最低賃金の1,030円が上回ったということで、必要性なしということになりました。

労働者側からは、これについて上回ってしまっているのではやむを得ないという主張をいただきました。使用者側からも同様の主張をいただいた上で、さらに、既に特定最低賃金の役割は終えたのではないのかという指摘をいただいたところです。いずれにしても、公益、労働者側、使用者側、三者共に改正の必要性はないということで、このような報告書の作成に至りました。

では、これについて何か意見や出席されていた委員の方から追加したいことなどありましたらお願いします。

(なし)

それでは改正決定をする必要がない旨の答申を行いたいと思いますが、全員了解いただいたということによろしいですか。

(異議なし)

では、全会一致で改正決定をする必要がない旨の答申を行うことにしたいと思います。

次の各種商品小売業と併せて答申を行いたいと思いますので、次に、各種商品小売業最低賃金の専門部会報告を行います。では報告書の読み上げをお願いします。

〔報告書の読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。では、審議経過について説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、この各種商品小売業については、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が1,005円ですが、10月4日発効予定の鳥取県最低賃金の額が1,030円であり、既に上回っていますので、必要性がないという結論に達しました。労働者側からは、先ほどと同じように金額が上回っているのに、必要性がないということは致し方ないという主張をいただきました。使用者側からも、先ほどと同じように、既に特定最低賃金が役割を終えているのではないのかという主張をいただいたところです。いずれにしても、公益、労働者側、使用者側、三者共に改正の必要性はないということで、このような報告書の作成に至りました。

出席いただいた委員の方から追加等がありましたら意見をいただきたいと思います、よろしいですか。

(なし)

それでは改正決定をする必要がない旨の答申を行いたいと思いますが、全員了解いただいたということによろしいですか。

(異議なし)

それでは、こちらについても全会一致で、改正決定をする必要がない旨の答申を行いたいと思います。

確認の意味で事務局から両方の答申文の読み上げをお願いいたします。

〔答申文の読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、今読み上げしていただいた答申文について、特に異議がないようでしたら、局長に答申をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、局長に答申させていただきます。

〔会長から局長へ答申文を手交〕

○佐藤会長 では、答申をさせていただきましたので、これで、議事の1つ目は終わりとさせていただきます。

議事の2つ目、その他になりますが、先ほども申し上げましたとおり、鳥取県につきましては8月8日に結審をしましたが、ほかの都道府県は遅かったということもありますし、私の印象からすると、今年の実県の審議状況はかなり荒れていたかなということがありますので振り返りをしてみたいと思います。

委員の皆様の率直な意見を賜れば、また来年度の審議に役立たせていただきたいと思いますので、今年の全国の最低賃金決定状況等を見て、どうかというところを発言頂きたいと思います。では労働者側山下委員から意見ををお願いします。

○山下委員 先ほど、全国の地方審議会が今回は荒れたのではないかということをおっしゃっていましたが、鳥取は8月8日に1,030円で結審をしたということで、その後のCランクが一向に出る気配が無いという状況がかなり続いたと思っています。Bランクについても、ある一定程度は結審をしましたが、Bランクの中でも下位である金額の低かったところは、かなり長引いた審議になったのではないかと考えています。

全国が出揃って見ますと、指定日発効がかなり多く見られる状況の中で、3月31日が一番遅い発効日となり、例年になく地方審議会が行われたのかなと思います。それについて、中央の目安の伝達がかなり遅かったということも一つの要因ではあります。また、政府の方針がどの程度影響したのかは分かりませんが、かなり高額な引上げ額で結審をしているという状況でもあります。

鳥取も1,030円で8月8日に結審をしたのですが、いざ全国出そろって見ますと、下から数えたほうが早いような金額になってしまっています。Cランクの中でも8%を超えるような賃上げをしている状況の中で、目安額から10円以上、一番多いところでは目安プラス18円というような、私個人的にも乱暴な審議をしているのではないかと感じているところです。

使用者側の退席というものも含めて、目安の伝達が遅かったことによる最終的な指定日発効のばらつき等々、今年の審議会の在り方は中央最低賃金審議会も含め、今一度、しっかり見直していただき、また本省にも労働局から申入れをしていただいて、スムーズな地

方の審議会ができるようお願いをしたいと感じているところです。

○佐藤会長 ありがとうございます。そのほかの労働者側委員も順番にお願いします。

○山崎委員 本当に皆様の真摯な審議により今回決まったのですが、ぱっと見た感じは後出しじゃんけんじゃないですが、鳥取が最初に出したということで、完全に鳥取が目標になって、山形や長崎などは1円違いで改正しているなという感じがあります。

それはそれとして、今回の最低賃金の全国的な審議に当たっては、完全に鳥取が引っ張ったということも言えると思いますので、本当に今回の審議は良かったのではないかなと思っています。

一つだけ個人的に思うことは島根との差ですね。差は少し縮まったのですが、鳥取、島根は中海経済圏といいますか、鳥取の人が島根にも通っていますし、島根の人が鳥取に通っていることもありますので、これは本当に一緒になるように、今後も取り組んでいきたいと思っています。

○森委員 私も今回の最低賃金に関しては早い結審で良かったと思っていますが、山崎委員も言われたように、山陰の両県に差があると人口流出の可能性も出てくるということで、それは懸念しています。

○寺田委員 私も山崎委員がおっしゃったように、鳥取独自で最初に結審したときには、凄いなと思いましたし、皆様の真摯な審議が行われたと認識しています。結果として鳥取が引っ張るような形になったとおっしゃったとおりだと思っています。確かに島根との差は2円縮まったのですが、一番、今回驚いたというか、よくまとまったなということが、全会一致にこだわられたということです。全会一致の結審に、凄く驚いたというか、良かったなということが第一印象で、真摯なる審議をしていただき本当に感謝します。

○佐藤会長 ありがとうございます。では使用者側も順番にお願いします。

○池谷委員 今年の賃金アップは去年が55円で、今年が70円を超えるということで、実際に使用者の一個人的立場でいうと、社員給与を月1万円から上げていかなければいけません。どうやって明日から食べて行こうかなということをいつも思いますし、発効日をいじってもいいものだということが今年は分かりました。

来年はどうなるのか少し怖いところもありまして、国が言っている1,500円ということになると、来年もまた今年並みにベースアップしていくのかなということを非常に危惧はしています。ただ、準備しないといけないということもありますので、事業者としても何とか前向きに捉えていかないといけないと思いますが、この度、鳥取県から出られた

総理大臣が辞職されたということで、補助的なことをこれから決めていくと言っておられた矢先に辞められて、目の前のニンジンを取られたかなというような思いが非常にあります。10月4日から企業がどれだけ残っていくかなというのを本当に危惧しているところです。従業員4、5人の会社で一生懸命に今まで頑張って経営者の方たちが、自分たちは労働者ではないので賃金はほとんど関係ないのですが、使っている従業員にはきちんと払っていないといけません。このギャップはどんどん広がってくるのかなと思っています。

そしてまた、当審議会も佐藤会長に一生懸命まとめてもらったりして、皆さんとこうやって審議しているのですが、中央最低賃金審議会が決めたならそれでいいのではないかな、なぜ地方でこんなことをさせるのかということ、2年間出させてもらって、非常に今思っているところです。この在り方そのものがどうなのかなと思っています。今年は特に色々なやり方があり、また色々な結果にはなりましたが、何か馬のレースではないですが、決まったように走ってしまって、決まったようにたどり着いたみたいなイメージが、ちらっと拙い頭の中で出てしまいました。

何はともあれ決まったことに対しては向かっていかないといけませんし、企業としても頑張っていないといけませんが、国が決まってないのでどうのこうのでは無く、鳥取県として何かして欲しいと思っています。こういうことは知事に言わないといけないのでしようが、鳥取県版の支援策みたいなものをして欲しいなと思っていますので、ぜひ労働局長は、そのような圧力をどんどん県にかけていただいて、本当に零細企業を守っていってもらわないと、従業員4、5人の会社は、もうやめようかという声が実際にあります。自分たちもそんなに裕福ではないので、これ以上は賃金を払うことが出来ないというのが正直なところですので、その辺の援助とフォローをよろしくお願いします。個人的な感情が入ってしまいますが、そういう感じです。

○西村委員 今年度の審議を始めるに当たって、中央最低賃金審議会の目安提示が極めて遅くなったわけですが、それは多分もめたからというか、考え方がまとまらなかったからそういうことになったのだらうなと思うのですが、その流れがそのまま地方に波及しているとは思えないという感じで、欠席者が多かったり、退席者が多かったりしました。

使用者側反対というところたくさんあったと思いますが、反対すらしないで退席してしまうような事態になるということは、もう審議会の体をなしていないのではないかなと思います。

その悪い流れをつくったのは中央最低賃金審議会だと私は思っているので、中央最低賃

金審議会がきちんと満場一致で決めた目安を地方に流していくという流れを作らないと、今の状況は変わりませんし、もっともっと来年は悪くなっていくのだと思います。

また、効力の発効日が交渉の武器として使われるような状況になっているとしか思えないのですが、これについても明らかに規律がなくなっているとしか思えませんので、今一度、規律を正すところからスタートしないと来年以降の審議が怖くてしょうがないと思います。

最後に、満場一致で今年決まったことについて私自身も決め方としてはすごく良かったと思う反面、いわゆる鳥取県内の経営者の方に凄い負担をかけているというところもありますので、本当に責任が持てないなというところが一個人として思っているところです。審議会での審議が正常に働くような整備を労働局の力をお借りして作っていただきたいなと思っています。

○花原委員 大体言わんとすることは一緒ですが、別の観点でいきたいと思います。

まず、目安も結局は三者が合意していない中での目安で、各地方に振っても結局は結審する日にちが全部違います。たまたま鳥取は結構早かったですが、他の県は全部、後出しじゃんけんみたいな形でやっています。

鳥取は総理大臣の出身県で、佐賀は厚生労働大臣の出身県ですので、鳥取、佐賀が先に決めれば、ある程度は、例えば九州なら福岡以外が全部Cランクですので軒並みに決まってくるのではないかと思います。しかし、全部後出しじゃんけんになっていますので、将来的には中央最低賃金審議会が目安を三者が合意で出し、地方最低賃金審議会も、いついつまでという形で期限を決めないと発効日がばらばらになってしまいます。法律ですので発効日は、仮に10月5日なら10月5日と全国一律に決定すべきことだと思います。そのためには、三者が合意の目安が早く出て、各地方も後出しじゃんけんしないように決めてくださいということをやっていないと、いつまでたってもおかしいことになってくると思います。

今年もBランクの福島、愛媛、島根が1,033円で決まっています。Cランクの大分、熊本が1,035円と1,034円で、Bランクをオーバーしています。そのため何が起るかというと、来年は絶対にBより高くしようということになります。

一番低い1,023円の宮崎、沖縄、高知の3県は他県とこれだけ差がついたので、また目安プラス15円、18円というやり方を来年は取ってくるのではないだろうかと思っています。

政府は目標として1,500円という全国加重平均を掲げていますが、Aランク、Bランク、Cランクの格差はどうしていくのか。例えば全国一律の最低賃金としていくのかということも全く見えていませんし、各Cランクは、東京と200円ぐらい差が開いていますが、できるだけ縮めていこうという形で目安プラス15円、18円と上げている。

しかし、国としてはどう考えているのかという方針も全く見えない状態で、地方に最低賃金の審議を振っていくのはおかしいのではないかと考えています。

○福嶋委員 この審議会に出席するに当たり、私が所属している商工会議所では、日本商工会議所と東京商工会議所、そして地方の最低賃金審議会の委員の皆様と一緒に、オンラインで意見交換会をこれまでしてまいりました。ですから、本当にどの会議所さんも私と同じ思いがありまして、先ほど池谷委員がおっしゃっていたことと、全く同意見でございます。

結論が出て何が正解か分からないなという思いで私はここ3年間参りました。そういった中で、鳥取には大企業も少ないですし、鳥取ならではの考え方も必要ではないかと思っています。今回の審議も、本当に皆様の努力があって全会一致という形になりましたが、それもある意味で、その人の立場になって考えれば、とても厳しい状況だなということを感じます。

零細企業はもう淘汰されていいのかということ、私は声を大にして言いたいと思っています。でなければ、この1年、どんな状況になるだろう、どんな悲惨なことが起きるのだろうかと、それが無いことを祈りたいです。確かにインセンティブの問題もあり、支援策を期待させるような赤沢大臣の話もありましたが、先ほど言われたように総理大臣が辞任という中で形も変わってきますでしょうし、支援策といっても持ち出しがあるわけです。設備投資をしないといけないとか、何かやらないといけないのですが、その資金が無いという企業もたくさんあるかと思っています。そういった方の声も話をさせていただく機会があったらなと思っておりました。過去2回多数決に参加させていただいて、私自身の人生の中で手を挙げて通らないということがかつて無かったものですから、非常にショッキングな審議会でした。しかし、ここにいる限りは色々な勉強をさせていただいて、決まったことが本当に良かったなということになるように努力していきたいと一企業としては思っています。

また、審議会ではたくさんの意見を聞かせていただいて、その立場によって、その立場の人じゃないと分からないことってたくさんあると思っています。いつも公益側の全国的

な会議の場が無いとおっしゃっていましたが、これは必ずしていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○米原委員 今までの方もおっしゃっておられましたが、この最低賃金の改正手続そのものがもう破綻していると思っています。中央最低賃金審議会もそうですし、地方最低賃金審議会も、鳥取も含めて何も理屈が無く、はっきり言って相場観で決まっているだけではないかなという感じがします。

また、今回について見ると鳥取がCランクで初めて決めたということで、それが素晴らしいという考え方もありますが、素晴らしいという方については他所がどうであっても鳥取はこう行くのだというそれだけの覚悟がないと、それはできないはずです。決まった後に他所の地域が幾らだった、ああ良かった、悪かったということを感じているのであれば、そんなに早く決めなくても良かったのだらうと思います。

私は専門部会に出いていませんので直接的なことは分かりませんが、聞いている限りでは労働者側の主張と使用者側の主張にかなり開きがあった中で、最終的に全会一致で1,030円に決まりました。ただ、1,030円で全会一致できるのであれば、労働者側も使用者側もそれぞれもう少し妥協して、あまり公益委員の方に頼らずに労使で交渉して、ある程度のもっと狭い幅まで、交渉で歩み寄りをしていくべきではないかなという気持ちがあります。

○佐藤会長 ありがとうございます。では公益委員の方も順番にお願いします。

○中野委員 皆様の話を聞いていると、それぞれの立場の考えがあり、確かにそうなのだろうと感じますが、公益委員の立場として、労働者側、使用者側、双方からの主張を真摯に聞いて調整していくことが私たちの役目なのかなと思い、ずっとやってきました。しかし、最近の4、5年は公益の立場として非常に厳しい判断や見解を示さないといけないうところがあるなと感じています。

今年はCランクの中で最初に答申ができて、それも佐藤会長が前面に引っ張っていった、皆様の主張を聞きながら全会一致できたことは、非常に有意義なことだと感じています。

全国の状況が出揃って見ますと目安プラス2桁というものがありますし、労働者側、使用者側が退席というのもあり、非常に荒れた審議会だったと想像がつきます。

発効日についても、これは私自身もいじれないのではないかと考えていたのですが、このように指定ができるとなると、確かに国では業務改善助成金といった支援を使えますよと非常に言われるのですが、実際に業務改善助成金の申請期限が最低賃金発効日の前日まで

でとなっていますので、発効日を後ろ倒しにして12月や1月に持って行って、使用者側の準備をしてもらう期間を持つことができるということを、今後検討していかないといけないのかなと個人的には思っています。

来年以降も大変かと思いますが、私たちの立場としては、双方の意見を真摯に聞いて、まとまらないときには何らかの見解を発するのが仕事なのかなと感じています。

○道前委員 毎年、双方の主張を聞いて本当に厳しいなと思うのですが、今年は専門部会で使用者側の田中委員がおっしゃった、最低賃金を上げて11月、12月の忙しいときに扶養控除の制限で働くことをやめられる方も多いということを聞いて、そう思いました。

政府は最低賃金1,500円を一生懸命目指しており、私も給料を上げること自体は、このところ日本は上がっていなかったのが正しいことだと思いますが、もっと他にも関連して改正していかなければならないと思います。

最低賃金1,500円ということだけが前に出過ぎて、そこだけが凄く急に進んで、物価高の中で苦しい生活をしている人も多いので労働者はいいいとして、事業者は競争社会なので最低賃金を上げて残れなかったらそれでいいとも言い切れないと思います。

最低賃金制度はもう破綻ではないかと言われますが、政府が主体となって、もう少し全体の調和や他の関連するところも見て直していかないと、最低賃金だけで労働者の暮らしは良くならないので、事業主の生活や経営も考えていかないと最終的に潰れて困るのは誰かと思います。

私は当事者の立場に立てないので、その分余計に色々考えなくてはならなくて、なかなかしんどいというか、この役は難しいなと思いつつも、働くとか、経営するとか、その辺も勉強させていただきながら、自分に出来る範囲で考えていかないといけないなと思っています。

○佐藤会長 ありがとうございます。最後に私からですが、まず、鳥取県は全会一致で決まって良かったと思っています。使用者の皆様には今後も引き続き無理をおかけすることになって申し訳ないなという気持ちでいっぱいです。

全国の結果が出てきて思ったことですが、まず、鳥取県が先んじて決めましたが、これは例年どおりのスケジュールで行っただけであり、急いで決めたわけではないということと、今年に限って言うと政府が色々と動いている影響を受けなくなかったということもあります。今回見ていただいて分かると思いますが、出るのが遅かったところは目安プラス2桁を出してきたということなので、さすがに遅く出して目安どおりということはなかなか

か出しづらく、どうしても隣県を見てしまうと、隣より1円でも高くというような心理が働くということは良くないということで、鳥取独自の数字を出すということもあり、例年のスケジュールどおりに行ったところです。

先ほど何人かの方もおっしゃられていましたが、使用者側退席や、労働者側退席などで、そもそも議論になっていないようなところがありました。今年は上手くいきましたが、上手くいかなかった年であったとしても、全会一致になるようにということで、私を含め専門部会の委員の皆様は、毎年、かなり回数を重ねて審議をしています。例年7回ぐらいやっていますが、6回目以降というのは、本当に全会一致、行けるか行けないかぐらいのところまでお話をしています。

もちろん、労働者側、使用者側が金額を出すときには、それなりの根拠ということで、根拠を示していただいています。公益が出す金額には、もはや根拠ありません。なぜなら、両方が根拠を出して示していただいているものをすり合わせている段階ですので、すり合わせているものには根拠は無いわけです。妥協できるかどうかということですので、両者ができるだけ納得できる、反対したとしても怒らない程度にということをやっているわけですが、他県のように労使どちらかが全員退席とかになってくると、もはやそういった努力をされているとは見えないなということがあります。公益がどういう動きをすると退席でもいいという判断に至ったのかとか、そういうことを知りたいなということと同時に、もし全会一致を目指すという発想がないのであれば、全会一致しないと駄目でしょうということを教えてあげたいなと思うわけです。その意味で、先ほど福島委員にもおっしゃっていただきましたが、公益のネットワークが必要だなと痛感した次第です。

来年どうなるかは分かりませんが、昨年は徳島で行政が介入して目安から大きく上げたということで、本来であれば、あれはおかしなことで真似をしないということがあるべき姿だと思うのですが、あれができてしまうのかということで真似をしてしまいます。ですから来年、私が想定していることは発効日を遅らせることができるということで、発効日を遅らせてやるから金額を上げてくれとかというような交渉の材料に使うのではないかなと余計に荒れるのではないかなと思いますので、他県の状況を戒めとして鳥取は鳥取で例年どおりのスケジュールで、労使双方が根拠のある数字を出していただいて、我々はその範囲内で最大限、全会一致できるようにすり合わせをしていくというような姿勢で変わらず臨んでいきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○花原委員 会長を佐藤会長がずっとするなら、その考え方でいきますが会長が何年かに

1回替わってくるので、会長の考え方によって会の運営の仕方もまた変わってくるかもしれません。例えば同じスタイルで鳥取はこういきますよというのを順送りに会長に伝達していくのか、その辺もはっきりして行かないと駄目だと思います。

そのためには、前に言ったように公益委員の会議ということは絶対必要だと思います。中央最低賃金審議会の会長がどういう考え方で最低賃金を決めていくかということは、公益側として全国である程度統一していかないと、最低賃金が労働者側はこの金額、使用者側がこの金額、あとはどうやって歩み寄っていくのか。目安をどうしていくのか。最終的に、この辺の金額で結審しますが、近隣の同じCランクがどうなのかということしか結局落としどころがないのです。ずっと同じことをやっていくのであれば、地方最低賃金審議会がもう有名無実になってきてしまうので、それならCランクの県は何円という県知事の判断で決めたほうが一番簡単です。知事は全国知事会があるので、そこで話ができますよね。それと同じように、公益の公益会長会というものを作るべきですし、作らないと、この審議会自体がおかしいと思います。

○佐藤会長 おっしゃるとおりだと思います。では皆様から意見を賜りましたので、これを来年度に生かして行きたいと思います。

○花原委員 本省に要望を上げても結局は無しの礫ですね。

○佐藤会長 今回の要望事項については中塚室長から本省に言ってくれるのでしたか。

○中塚賃金室長 今年度の答申に付帯された要望事項につきましては、来年の3月の審議会までに文書での回答を求めるということを言っていますので、事務局からそういった形になるように努めてまいりたいと思います。

○花原委員 これは他府県でも同じような意見は出てこないのですか。例えば色々な問題点を本省に対して文書で回答してくれというのは鳥取県だけですか。

○高橋労働基準部長 答申に付帯して審議会からの意見は各都道府県で出ていますが、文書による回答というのは、私の知る限りでは今回が初めてかなと思います。

○佐藤会長 では期待して待ちましょう。それでは、引き続きその他ですが事務局から机上配布資料の説明をお願いします。

〔机上配布資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。何か質問等ありますか。

（なし）

では、局長お願いします。

○山下労働局長 最後に改めてということですが、まず最低賃金の周知の関係は、本当に発効日まで短い中で今、必死にやっているところです。色々とお金を使って行くと話はしていたのですが、実際には本省から予算を削られてしまい、言っていることとやっていることが違うなというところも、こっちとしては感じるところはあるわけですが、可能な限り県とも連携しながら引き続き取り組んでいきたいと思っているところです。

ただ今、公・労・使の皆様から意見を承ったところですが、大都市のあるような関東、近畿など企業規模が非常に大きいところがあれば、それぞれ団体の思惑も実は違うのかもしれないかもしれませんが、鳥取県のように非常に小さい県の中で、企業の規模においてもそれ程大きな会社があるわけではなく、大体同じ規模のところでまとまっているというところになりますと、あまりそういうことも無く、かつ労使の中でも非常に顔が見える関係だろうと思います。

そういった中で、先ほどから出ているとおり全会一致で結審していただいたということは、非常にありがたいと思っています。一方で、労働者側の方については組合からこんなに下げるなということを言われているのかもしれないですし、片や、使用者側の方からすると途中退室や反対などは、やりようによっては簡単にできたかもしれないと思うのですが、それをしっかり全会一致という形で決めていただきました。

恐らく委員の皆様については、特に参加企業の皆様から、何でこんな額で納得したのかということ言われているのではないかと本当に思っているところです。そういった中でも全会一致でまとめていただいたというところで、佐藤会長もおっしゃったように全会一致を原則として考えて、鳥取は頑張っているというところかと思います。特に途中退室があったりした局については、来年の議論がどういうスタートラインで始まるのかなど、他人事ではありますが、そういうところから心配するということもございます。

それぞれの立場で本音では色々と思うところもあるかと思いますが、そういったことをしっかりまとめていただいたということについて、改めて感謝申し上げます。本県の場合は幸い外野からのいろんな雑音というか、そういったところに惑わされることのないタイミングで決めていただいたということも併せて、しっかり独自性を持って取り組んでいたと思います。後々になれば、結果にかかわらず周りの状況を見ながらやったのだらうと指摘もされるでしょうし、そういったところは避けて議論を進めていただいたということについては改めて感謝したいと思います。本県は知事も最低賃金の決め方についてしっかり理解をいただいているところですので、他県でいろいろと内から外から意見を申さ

れるような場合があったかと思いますが、そういった点については淡々としっかり公・労・使で決めていただくものだ理解いただいた上で、結果についても決まったとおりやっていくということで理解いただいているかと思います。県も最低賃金の状況、特に経済に与える影響を気にされているというところかと思いますが、労働局も連携をしながら、しっかりと企業の皆様を支援していくということと、周知についてもしっかりとやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の意見は先日の答申でいただいたものと同じ意見かと思いますが、そもそも本省に対しての意見や、最低賃金制度そのものについて不信感など、そういったことについても、十分にこちらとしてもお伺いしているところですので、それについてもしっかりと本省に伝えていくことをしていきたいと思っていますので、引き続き御理解賜りますと共に、これから先、私どももしっかり支援していきたいと思いますので、どうぞ御理解、御協力を賜ればと思っています。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、本日の議事内容は、これにて終了となりますが、何か意見等ありますでしょうか。

(なし)

では、本日の審議会をこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。